

第五十一回国 参議院 商工委員会 會議 録 第二十七号

昭和四十一年六月二日(木曜日) 午前十時五十一分開会

委員の異動

六月一日 吉武 恵市君 補欠選任 西川甚五郎君

出席者は左のとおり。 理事

赤間 文三君 豊田 雅孝君 柳田桃太郎君 近藤 信一君 井川 伊平君 大谷藤之助君 近藤英一郎君 宮崎 正雄君 小柳 勇君 椿 繁夫君 藤田 進君 鈴木 一弘君 向井 長年君

國務大臣 通商産業大臣 三木 武夫君 政府委員 通商産業政務次官 堀本 宜美君 中小企業庁長官 影山 衛司君 事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件 ○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事豊田雅孝君委員長席に着く〕 ○理事(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を開会いたします。 委員長所要のため、委託によりまして、私が委員長職務を行ないます。 理事會において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案の審査を行なうことについて報告いたします。

なお、本案については、衆議院において修正されておりますが、別に修正点の内容の説明を聴取する必要はないものと認めましたので、御了承願いたいと存じます。

○理事(豊田雅孝君) 次に、委員の変更について報告いたします。

昨日、吉武恵市君が辞任され、その補欠として西川甚五郎君が選任されました。

○理事(豊田雅孝君) 次に、衆議院送付の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(閣法第一四二号)を議題といたします。

先般、提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日はまず補足説明を聴取いたしたいと存じます。影山中小企業庁長官。

○政府委員(影山衛司君) 今回御審議を願います官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案の趣旨説明を行ないます。 各条ごとに御説明を申し上げます。

まず(目的)、第一条でございますが、この目

的に関連いたしましたして、本法案を提出するに至りました趣旨等につきまして御説明いたしたいと思っております。

御承知のように現在、昨年以來中小企業者を含めまして、日本経済全体が景気の低滞に悩んでおるわけでございますが、特に中小企業者に対して不況の影響は非常に強く、中小企業者の人たちの声を聞いてみますと、とにかく受注の減少に悩んでおるので、受注がほしいという声が非常に強いわけでございます。そういう意味におきまして、景気の回復をはかるということが政府に課せられました第一の任務でございますが、その際におきまして、政府といたしましては、従来の金融政策一本やりの方針から、財政支出の増大によりまして、この有効需要の確保をはかっていくという方針を打ち立てて、推進をいたしておるわけでございます。

しかしながら、従来のような高度成長が続くわけでもございませぬ。安定的成長のうちに、中小企業者といつたしましては近代化、合理化をはかっていかなければいけないわけでございますが、その近代化、合理化をはかっていきます前提といたしまして、やはり需要の安定、受注の安定ということが先決問題でございまして、そういう長期的な観点からも、この法律を提出するに至つたわけでございます。

第一の目的は、中小企業基本法第二十条を受けまして、その趣旨をふえんして書いておるわけでござい

ますが、「国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずる」というふうに書いてございまして、ここで問題になりますのは、この「受注の機会を確保する」という文言でございます。これはどういふ趣旨からこの「受注の機会を確保する」という文言にいたしましたか、と申しますと、これは基本法第二十条によりまして、中小企業者等に対して国からの受注機会を確保してやるための「必要な施策を講ずるものとする」という文言を受けたわけでございまして、この基本法第二十条の趣旨といたしましては、この中小企業者に対して、発注官庁側としましては、この中小企業者に対して、中小企業者をして官公需の契約に参加をしやすい努力をすること、一方において国等の義務といたしましては、他方におきまして、中小企業者といつたしましては、自主的な努力によりまして、できるだけ良質廉価なものを提供

する努力をいたすことが必要でございます。国等の努力及び中小企業者の努力と相まわしまして、受注の確保あるいはここに書いてございまして「需要の増進を図り」ということになるわけでございまして、そういう中小企業基本法の精神等も受けまして、ここでは「中小企業者の受注の機会を確保する」というふうに規定をいたしておるわけでございまして。

第二條が「定義」でございますが、この第一項の中小企業者の定義は、これは基本法を受けていておるわけでございまして、特別に御説明申し上げることはございませぬ。第二項でござい

ますが、この法律の対象となりますところの発注官庁

を現定いたしておるわけでございますが、ここに「国等」という規定をいたしておるわけでございますが、この「国」の中には行政府でございますところの政府はもとより、参議院、衆議院、最高裁判所、会計検査院をも含めておるわけでございます。そういう「国」のほかに、公共企業体とそれから公社、公共企業体と公団、事業団等の政令で指定するものをこの法律の対象とするということになっておるわけでございます。

次に第三条でございますが、「受注機会の増大の努力」、その義務をこの第三条で国等に対して課しておるわけでございますが、これは第一点は、先ほど御説明申し上げましたように、中小企業基本法の趣旨を受けまして、国等は、「国等の契約」を締結するにあたりましては、「中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない」という努力義務を大原則として打ち出しておるというのが第一点でございます。それから第二点といたしましては、この場合において、協同組合等の「組合を国等の契約の相手方として活用するよう配慮しなければならぬ」という配慮規定があるわけでございますが、これは中小企業者個々の受注の機会の増大をはかるだけでなく、組合というものがそれに参加するということになりまして、個々の業者ではロットの小さいものしか受注ができないわけでございますけれども、組合単位になりますと、ロットの大きいものに対して受注ができるということにもなりますので、組合を積極的に活用していくという趣旨でございますが、一方において組合というものもいろいろございまして、やはり共同受注体制等が整っておる組合ということが必要でございますので、その面における指導というものは、国の指導というものも必要になってくるかと存するわけでございます。それから第三点でございますが、これは「予算の適正な使用に留意しつつ」という留意規定がここに規定をいたしてあるわけでございますが、政府原案といたしましては、「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ」というふうに

規定がしてあったわけでございますが、衆議院におきまして、この「公正かつ効率的な」というのを「適正な」というふうに修正をいたされたわけでございます。ここに留意規定を書きました趣旨でございますが、この法律全体のためには、私どももいたしましては、中小企業者のために受注の機会を増大してあげるといふ大きな方針のもとにこれを推進していく体制を整えておるわけでございます。たとえば第四条におきまして方針を作成し、第五条におきまして実績をチェックし、第六条におきまして、その間においてふぐあいな点がございしますならば、強力に発注官庁に対して要請をするというふうな、相当この点におきましては前向きな体制をとって推進をするわけでございますので、その際におきまして、やはり足元を忘れてはいけません。脚下を照らしなければいけないというふうな意味におきまして、会計法の大原則でございます。やはり国民の血税を使ひまして発注をいたすわけでございますので、できるだけ中小企業者からも良質廉価なものを、会計法の大原則に準拠いたしまして納入をさせなければいけないというふうな留意規定をここに規定をいたしたわけでございます。

ところで、この「予算の公正かつ効率的な使用」という文言でございますが、この文言につきましては、公正ということばは問題ございませんが、効率的ということばにつきまして、非常に強くこれが語感としまして響きまして、あくまで良質廉価のものを追求するんだというふうな意味が強くなりまして、これがかえって、留意規定であるのかかわらず、調達官庁側から見ましての逃げ道になるといふような誤解を与えるのでは困るという配慮から、衆議院におきまして「適正な使用に留意する」という簡単な文言に修正をいたされたわけでございます。根本的な思想をいたしましては、そう変わっておるわけではございませんけれども、この修正されました「適正な使用に留意しつつ」ということばは、私どももいたしまして適切な修正ではなかつたかという

ふりに考えておるわけでございます。で、この留意規定に基づきまして、会計法上許される限りの受注機会の増大の努力ということをお国等といたしましては努力をしていきたいというふうな考えておるわけでございます。

次に、第四条でございますが、「(中小企業者に關する国等の契約の方針の作成等)」でございます。これは第三条の受注機会の増大の努力義務、これを具体化する一つの方策でございます。国は毎年度、国等の契約に關しまして、中小企業者の受注の機会の増大をはかるための方針を作成するということになっております。この方針の内容でございますが、これは二つございまして、第一は、国等の契約を行ないます場合に、中小企業者向けの発注機を増大するためのその努力目標を第一に定めるわけでございます。衆議院の附帯官公需契約の方針を作成するにあたりましては、官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合等を明示すること」といふ附帯決議もございまして、そういうふうな努力目標を明示をいたしたというのが第一でございます。それから第二といたしましては、そういう努力目標を達成する場合の受注の機会の増大のための施策のいろいろな方向をこの方針の中に盛り込みまして、会計法の運用を緩和するといふふうなものも含めまして、裏づけとなる施策の方針というものをこの方針の中にきめるといふことにはいたしたいと思っておるわけでございます。この第二項、第三項はその手続的な規定でございます。中小企業の所管大臣であるところの通商産業大臣があらかじめ各省各庁等の長に協議をいたしまして、その方針の案を作成して、閣議の決定を求め内閣全体の方針といたしまして、これを決定するということにいたすわけでございますが、その決定をいたした方針につきましては、通産大臣は遅滞なく方針の要旨を公表するということになっております。

それから第五項は、「(国等の契約の実績の概要の通知)」でございます。各省各庁の長等は、毎会計年度あるいは事業年度の終了後、その国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知をするという義務づけをされておるわけでございます。この義務規定によりまして、各省各庁の長等は、毎年通産省に対して実績の通知をしなければいけないという義務を課せられておるわけでございます。

それから第六条の「(各省各庁の長等に対する要請)」でございますが、これは通商産業大臣及び中小企業者の行なう事業の主務大臣は、当該事業を行なう者を相手方とする国等の契約に關しまして、各省各庁の長等に対して必要があると思われる措置をとるべきことを要請するといふふうに強い規定になっておりますが、通商産業大臣及び中小企業者の行なう事業の主務大臣と申しますのは、いわば受注業者であるところの中小企業者の代弁者である主務大臣等が発注官庁であるところの各省各庁の長等に対しての申すという規定でございます。方針の内容と第五条の実績等を照らし合わせまして、不十分な点がある場合、あるいは個々の問題につきまして苦情等が出てきた場合に、そういう具体的な問題をも含めまして、各省各庁の長に対して実現方の要請をするという規定でございます。方針実現の一つの担保措置であるといふふうに私どもは考えて、第四条、第五条、第六条を合わせまして強力な推進体制をしいておるわけでございます。

それから次に第七条でございますが、「(地方公共団体の施策)」につきましては、御承知のように基本法の第四条にも、第三条の「(国の施策)」を受けまして、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」といふふうな基本法の立て方をいたしてございまして、これは地方自治の精神を尊重いたしまして、地方公共団体は独自に国の施策に準じて以上のような措置を講ずるようにつとめなければならないといふふうになっておるわけでございますが、私どももいたしましては、もちろんこういふ立て方でございますが、自治省を通じまして、各地方公共団体を強力に指導いたしまして、実績のチェック、方針

の決定あるいは要請ということに努力していきたく  
いというふうに考えておられるわけでございます。  
以上、補足説明を終わらせていただきます。

○理事(豊田雅孝君) それではこれより質疑に入  
ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 第一に、大臣に御質問いたします。

大臣は、この法律案の提出について非常に熱心  
で、事務当局を督促して、また関係各省庁を説い  
て提案に踏み切られたと聞いておりまして、その  
努力には敬意を表するものであります。しかし一  
面から言いますと、社会党は官公需の法案を提出  
したのは三十九年の三月であります。もう二年前  
にこの法律を出しておいたのであります。したがっ  
て、その意味ではおそきに失するとも言えるし、  
ことに、ことしに入りまして、提出予定法案の一  
覧表の中にはこの法律は入っていない。それを  
取り急いでこの国会に提出し、成立間近になっ  
ておるといふことは、さすがに三木大臣であると  
感銘いたしておるのであります。

そこで、その提出された法案の内容を見ますと、  
ほろぼろからの圧力があつたかまわかりませんが、  
非常に抽象的で具体性を欠いておる。それから関  
係各省庁、官庁の今後の努力にまたなければ、文章  
では書いてあるけれども、実現不可能な面も多々  
あるように見受けられるわけでありまして。中小企業  
の事務大臣たる通産大臣の決意と努力によつてこの  
法律が生かすも死にもする、今後ですね。そこ  
で、非常な熱意を示された三木大臣の決意と方針  
が今後のこの法律を生かすか殺すかということに  
なりますから、この法律を審議するにあたりまし  
て、まず冒頭大臣の御決意のほどを聞いておきた  
いと思つておられます。

○国務大臣(三木武夫君) これは小柳さんの御指  
摘のとおり努力しなければならぬという精神規定  
みたいなものが多いことは事実であります。しか  
しながらこういふ法律が成立したならば、国及  
び公社、公団等などが物資、役務の調達をする場

合に、この法律があるわけですから、頭の中で一  
べん考えて、中小企業の受注の機会の増大の余地  
はないかということを考えてみるというところは相  
当な私は意義を持つ。政府が毎年やはり方針を立  
てて国会に報告の義務を持つておる、そういうこ  
とでございますので、これは画期的な意義を持つ  
ておる。これはただ法律をつくつたということでは  
受注の確保がなかなか成績があがらないというこ  
とになれば、国会の御批判もきびしくなるでしょ  
うし、そういう意味において、規定は精神規定で  
あるけれども、持つておる政治的な意義というも  
のは非常に高いものが私はあると考えております。

しかし、これは運用というものが非常に大事であ  
りまして、運用いかんによつてこの法律の精神を  
どこまで生かされるかという問題がかかっており  
ますので、いま言われたように、私はこういふ不  
況の中にあつて、中小企業の苦境の状態なども考  
えて、何とかしてこれを打開できないかという考  
え方で、この国会の途中からではございましてけ  
れども、この法案を提出して御審議願つておる  
わけでありまして、今後の運用にあつては、  
十分に運用の面において法律の立法の精神が実現  
できるように最善の努力を払いたいという覚悟で  
ございまして。そういう前提でこの法案を提出した  
わけでございます。

○小柳勇君 建設省は建設次官通達を出先機関に  
出しまして、昨年も官公需受注確保の手續をとつ  
ております。ところがその他の省庁、公団、公社  
などは、その種の書面などを、私不勉強で承知し  
ておらぬのであります。この法律が出ますと、  
ことし統々そういう各省庁から通達などが出るも  
のと理解いたしておりますが、その点いかがで  
ございませうか。

○国務大臣(三木武夫君) そのように御理解願つ  
てつけようでございます。

○小柳勇君 ただいまの大臣の御決意並びに今後  
の見通しについて私ども非常に明るいものを感じ  
ます。私どもも議員として今後のこの法律の行く  
えを見守つてまいります。

そこで、もう少し基本的な問題ですが、中小企  
業が官公需の発注を確保するということは、日本  
の全体の発注総量と大手企業と中小企業との比率  
がアンバランスであるから、せめて官公需を政府  
が規制することによつて中小企業を生かそうとさ  
れておるのか、あるいは野放しに置けば、もう大  
手企業だけに官公需も民需も一切が片寄つてし  
まって、中小企業はますます格差がひどくなるか  
らこういふ法律をつくられるのか、その点どちら  
ですか。

○国務大臣(三木武夫君) これは、もちろん官公  
需だけで中小企業の需要の拡大をはかるというそ  
れだけのものではない。しかし国とかあるいは公  
社、公団とかいう国家的な機関は、これだけ中小  
企業の問題に対して政府は心を配つておるわけ  
ありますから、したがつて、これは中小企業の役  
務、物資というものが質が悪くて値段が高いとい  
う、そういう会計法上の特例を意味するものでは  
ないわけでありまして。そういうことによつて中小  
企業自身も製品、役務などに対して今後ふりを  
加えられていくでしょうし、一方また国の機関と  
してこれだけ政府が力を入れている中小企業に対  
して、需要をできるだけ拡大していこうというこ  
とは当然のことではないかということ、これは  
かりで中小企業の需要が確保されるというわけ  
じゃなく、一般の面においても、一般の産業活動の  
分野において中小企業の需要を拡大していかなけ  
ればならぬが、こういふ一つの立法的な処置とい  
うものが中小企業の需要拡大に必ずある種のよい  
影響を与えるに違いない。進んで国の機関がこう  
いう先べんをつけたら、この影響が産業界に拡大  
してほしいという、そういう希望のな意図もこの  
立法の背景の中にはあるわけでございます。

○小柳勇君 原則論をいいますと、資本主義社会  
ですから自由競争ですね。だから、大企業が弱肉  
強食的に伸びていって、中小企業と闘つていま  
いることは、組織的にもその力自体が違ひます  
から、それでよろしい。特に私ども心配しておつた  
のは、池田内閣の高度経済成長政策で設備投資が

どんどん競争が激しくなりました、大企業の設備  
投資、中小企業の設備投資、その比較及びその回  
転率、生産量から見まして格差が非常に激しく  
なつた。したがつて、民需とか官公需とかいわない  
で中小企業の生きる道がなくなりつたとい  
うことは一つの事実ですね。だからそういうこと  
ですから、まずこれはもう官公需といわず民需と  
いわず、全体の生産量なり仕事の量なり、購入量、  
その全部が均てんするように分ければ、特に官公  
需とか民需とかいわなくてもいいわけですね。大企  
業はこういふ分野だ、中小企業はこういふ分野だ、  
こういふことを分けてやれば、何も民需、官公需  
といわなくてもいいわけですね。たとえば小さい範  
圍ですけれども、国鉄の一つの工事入札経路を私  
知つておられますから例に申し上げますと、たと  
えばレールの継ぎ目板を製造する会社が四社ある。  
これは全国で四社しかない。だから全部の量を四  
社の能力に比例して年度いっぱい仕事をきめて  
しまふ、いろいろデータを集めて経営実績をもつ  
て。そうしますと、その会社は安心して、一年間  
の仕事量はわかるのですから国鉄以外の施設の発  
注量をとる。そして来年度の設備投資をやる。あ  
るいは利益をちゃんと予想しながら次に工場を拡  
大するといふような計画的な生産ができるわけ  
ですね。通産大臣として、国全体の発注量なり国全  
体の購入量をちゃんと把握しておけば、大企業の  
分野と中小企業の分野と、官公需、民需を問はず  
ちゃんと規制しておけば、それ相應の一年間  
の計画が立ちますから、大企業は大企業、中小企  
業は中小企業、そうしますと、今度はそれによつ  
て努力しまして、余分に働いて設備投資をやる  
という計画的な生産ができるわけですね、その会社  
にとつて。そういうような思想の一步としてこ  
の法律を書かれたのか。あとを追つかけて、この  
ままほおつておけば、民需でも官公需でも倒れて  
いくから、これをひとつ一本注射をさすのだと、そ  
ういふ思想の法律であるのか、その大きなひとつ  
大臣のお考えをお聞きしておきたいと思つて

○国務大臣(三木武夫君) 私は民需にそつう規  
制を行なおうという意図はありません。それは自  
由経済の原則に反することです。やはり官公需に  
対して、これは政府の意図というものがその需要  
確保に対してはある程度実行の場合に反映できる  
わけでありまして、官公需の需要確保について  
できるだけそつうものの発注の場合に中小企業  
というものを頭の中に入れなければいけません。そ  
れは大企業の場合でも実際中小企業の場合よりも  
す、役所の場合でも実際中小企業の場合よりも  
中小企業のことを考えなければ簡単です。大企  
業のものを買つておれば、名前も通つておるし、あ  
といふ問題も起こらぬかもしれぬと、こつうい  
ふふらなことになるが、ありますから、こつうい  
う意味で一ぺん頭の中で中小企業を考へてみて、  
もう一度同じようなものだったら中小企業を使え  
ばいいではないか、こつういふ立法の精神が官公庁  
の物資、役務の調達の場合に、こつういふ法律があ  
れば頭の中で考へる。このことが需要拡大を促進  
するであらうというこつういふことを出したわけ  
でございます。この考へ方、これは民間もできるだけ  
そつうあつてほしいけれども、これはこつういふ国会  
で報告したり、計画も立てなければならぬとい  
うこつういふことで、相当これ自身が精神規定といふようなもの  
のでありますけれども、この需要の拡大に對し  
ては相国会に對してある責任を持つておるわけ  
です。こつういふ法律を出しておいても官公需  
要がだんだん減るといふことだったら、そつうい  
うこつういふことでまた政治的にも許されな  
い。そつういふ意味で相当この政治的な意味を持つておるのですか  
ら、これを民間にまで拡大するといふ考へはな  
い。官公需の拡大といふことにはこの法律といふもの  
が一つの大きなさざえになってほしいといふもの  
が立法の精神でございます。

○小柳勇君 そのままほおつておけば、小規模企  
業は注文を取る能力も持ちません。組織も非常に  
貧弱ですから、自然とこれは淘汰されていくので  
すね、自然淘汰される。そつういふ大きな中小企業  
育成策、保護政策といふものはこの法律に考へ

てない。まずその次、第二義的に官公需だけでも  
政府が責任を持つて中小企業に発注を確保させる  
のだと、こつういふことでもございますか。

○国務大臣(三木武夫君) それはほかの中小企業  
対策の中で、中小企業が零細なものは自然に  
倒れていくといふ、そつういふふうには私は見てな  
い。中小企業は中小企業として生きていく分野と  
いふものはかなりある。これは永久に生きる。中  
小企業は規模が小さいといふことによつて、か  
えつていろいろな経営の管理の面においても、大企  
業よりもすぐれておる面もありますから、中小企  
業の零細なものは必ずつぶれるのだといふ前提は、  
小柳さんのような考へ方ではない。

【理事豊田雅孝君退席、理事赤間文三君着席】  
これを生かすためには、こつういふ需要確保と  
いふ面では、政府の影響を持つておる国及び公  
社、公団等にこの法律の適用を考へてこつういふ立  
法措置をしたが、民間のほうはこつういふ零細  
企業に對しては、中小企業対策といふ面  
でそつういふ人たちが今後安定していきけるよ  
うな政策を考へていきたい。これはあくまでも官公需の場  
合だけを對象にした法律であるといふことでも  
ございます。

○小柳勇君 そつういふと、官公需といふもの  
の中の分析が必要になってまいる。たとへば協  
同組合とか農協団体とか、衆議院でも若干問題  
になっておるようでありまして、この官公需とい  
うそのことばの中に、この法律上出ているのは官  
公庁あるいは公社、公団と書いてある。その他組  
合といふことばも入つておられますけれども、この  
官公需といふことばの中にこつういふところまで  
入つておるのか、それから私は民需といふことばを  
使つておられますけれども、民需にしたつて相当大  
きなものもあります。組合とかあるいは何々協会  
だとかいふと、民需のほうから相当の量の発  
注があるはずですね。したがつてその境目が若  
干論争しておかなければならぬと思つておられるか。  
○政府委員(影山衛司君) その官公需の範囲でこ

ざいますけれども、官と申しますのは国でござ  
います。それから公需でございます。これは第  
二条の定義にございます。第二項の公共企業体、  
それから政令で指定いたしますところの公団、事  
業団を含みます。それからこつういふ地方公共団  
体でございます。こつういふふうな政令で指定い  
たします公社、公団、事業団につきましては、や  
はり国が出資をいたしておるというふうなところ  
を一つの限界にしておるわけでございます。た  
とへば電力会社あるいはガス会社といふようなもの  
も、非常に公益的な色彩を持つておられますけれ  
ども、これは純然たる民間会社でございますので、  
それは對象にはいたさないとこつういふふうになつて  
おるわけでございます。

○小柳勇君 そつういふと、具体的な例で、  
たとへば農業協同組合とかそれからあるいは生活  
協同組合とか、こつういふものはこの法律には入ら  
ない、こつういふことですか。

○政府委員(影山衛司君) この第三条あたりにお  
きますと、組合を国等の契約の相手方として活用  
しなければならぬ。それから第三条の第一項の  
第四号におきますと、組合を政令で指定するとい  
うことになっておられますが、これにおきますと、  
中小企業者の相互扶助的な、あるいは同士結合  
であるところの組合といふものを考へておりました  
て、農業協同組合あるいは生活協同組合といふもの  
は考へていないのでございます。

○小柳勇君 そつういふと、いわゆる官公需といふものと  
民需といふのが私の頭の中にあるんですが、何割  
何割ぐらいに考へるかといふことは具体的に  
きませんけれども、その官公需を中小企業に発注  
するのだといふこの政府の方針による各官庁の努  
力義務といふものと、これから大きな団体に発表  
していくであらう民間団体の中小企業に對する発  
注確保といふようなものは、中小企業基本法には  
一般的には書いてあります。全般としてはそつうい  
うものまで考へておきますと、中小企業の大企  
業と同じ比率による成長発展といふものはおほつ  
かないのじゃないかと思つておられるが、將來でもい

いですが、大臣の考へを聞いておきたいと思つ  
たことが、こつういふ民間の会社などにおいてこ  
つういふ精神といふものは、こつういふ法律ができま  
す、この精神といふものはやはり取り入れられ  
ていくような傾向が私は生まれてくる。直接にこ  
の法律がそれをカバーしておるわけではないけれ  
ども、こつういふふうな機運といふものは、こつうい  
う傾向といふものはやはり生まれてくるというこ  
とを期待はいたしておるわけでございます。しか  
しこれを広く民需まで拡大するといふ考へ方はご  
ざいません。

○鈴木一弘君 いまの問題でちよつと関連して大  
臣に何つておきたいのですが、第二条の第二項に  
は国及び公共企業体、公社といふようなところも  
入つてくると思つておられますが、事業体はそれでも十二  
分にまだまだ官公需といふものの確保がかなり政  
治的な意味では広がるけれども、不十分な意味に  
考へられる。こつういふ、国がかなり影響力を与えて  
おるようないわゆる補助金であるとか、助成金を  
出しているような団体といふものがあります。た  
とへば私立学校の振興会のようなそつういふような  
ものに対して、こつういふ官公需が不足しているとい  
うような考へ方に立つたときには、まだまだ中  
小企業に力を入れたいといふようなときには、あ  
る程度サセクションを与えるなりして、それを広  
げていくなりしてこつういふような考へ方はござ  
いませんか。

○国務大臣(三木武夫君) この法律ではこつうい  
ふ法は、官公需の発注を中小企業が確保するとい  
う法律であるけれども、これだけでは中小企業は  
まだ十分とは言えないと、こつういふことを考へて  
おられるのです。それがこの法律の大前提であるわ  
りです。

○小柳勇君 いまの大臣のおこつういふことは、こ  
の法律は、官公需の発注を中小企業が確保するとい  
う法律であるけれども、これだけでは中小企業は  
まだ十分とは言えないと、こつういふことを考へて  
おられるのです。それがこの法律の大前提であるわ  
りです。

けですから、質問してまいりましたわけです。

したがって、将来官公需だけではなくて、民需のほうでも、やはり大企業と比較をして、それだけ保護せよというわけにはいきませんけれども、大企業と比較をして保護されるべきである。しかる後において、またさらに具体的な方策というものを考えていかなければならぬと、こういうことでは確認しておいていいですね。

○國務大臣(三木武夫君) これは、立法措置は講じないけれども、常に中小企業のための受注確保の努力は、これはわれわれとしてやらなければならぬ。それは中小企業対策として、今後そういうことは推進していく考えでございます。

○小柳勇君 わかりました。指導については、通産省も各方面にやっておりますからわかりませんが、やはり立法措置でやりますと具体化しないので、指導というものが、だからここに法律案が出ていくわけでございますから。

そういうことで次の問題に進めてまいりますが、ほかに基本的なものもありませんが、ここに衆議院の修正がなされた問題がありますから、これは大臣から御決意を聞いておきたいと思うのです。ただいま長官の補足説明の中で、ただいまの第三条の説明を長々とやられました。その中に、中小企業者の自主規制—自主的にみずから努力をして、みずからの製品をよくしていくんだ。—そういうものもそれはもちろん当然のことですけれども、この第三条の「受注機会の増大の努力」という、この第三条の中で、長官がはつきりそういうことを補足的に説明されますと、少しこの法律改正を拡大し過ぎはせぬかと思うのです。だから、さっきのところをもう一回、この第三条を補足説明してください。その上で質問しましょう。

○政府委員(影山衛司君) 第三条の補足説明におきまして、「予算の適正な使用に留意し」という留意規定につきまして御説明いたしましたわけでございますが、この留意規定は、先ほど申し上げましたように、第三条、第四条、第五条、第六条と相当積極的な体制を示しまして、受注機会の増大の

努力を政府、国全体としてもやるわけでございますが、そういう際に従来も会計法の原則といたしまして、高くても悪くても、これをこの官公需の法律に従いまして、中小企業者に発注するというのではないうるこの会計法上の原則の留意規定をここに書いてあるわけでございます。その際におきまして、会計法の大原則と申しますものは、やはり良質廉価なものをできるだけ発注をいたしておるといふ趣旨でございますから、それが「予算の適正な使用」ということになるわけでございます。そういう留意規定がここに書いてあるということでございます。

○小柳勇君 原稿を読んでおられると思つたのですが、原稿を見なかつたのだけれども、あとでまた速記録を調べます。聞いておりましたら、この第三条の補足説明は、そのほかに三分の二くらいウエートを置いて説明をされたようですから、ちょっと拡大解釈になるような気がしたのですが、これはあとで速記録を見てから質問します。そこで、この衆議院の修正がなされておられるわけです。で、この修正案の趣旨説明で板川正吾議員が、官公需の契約については、いずれも法令に基づいて運用されており、これら法令の基本的な考え方では予算の執行の適正を期することにあり。この法案の第三条の「予算の公正かつ効率的な」という字句は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に使用されているものであり、会計法などにおける予算執行の適正という基本的な考え方にも当然含まれておられるもので、したがって、あえて本法案において「公正かつ効率的」という字句を使用することは、かえって中小企業者への発注が制約されるように解釈されるおそれがありますので、「公正かつ効率的」を「適正」に改めることが妥当と思われ、と述べておるのであります。私もこの修正は右のおそれを解消するものであると受け取っておるのであるが、この法律を運用する立場にある通産大臣として、この修正をいかに受け取り、どのような心がまえで運用しようとするか、お聞きしておきたいと思つてお

○國務大臣(三木武夫君) これはまた「予算の公正かつ効率的」といって、あまり念が入り過ぎておりましたので、このことが会計法上の逃げ口上になつては、この立法の精神に合いませんので、修正の「適正」というほうがわれわれ考えて見てもそういう誤解を生ぜしめないうえにも、そのほうが適当だといふふうに考えて、われわれも賛成をいたしましたのでございます。

○小柳勇君 そこで、大臣の考えはわかりましたから、さっきの長官の補足説明は、あとで速記録を見て、もう少し私にそれによって質問しておかぬと、中小企業者の自主的意欲の発展の方向に、これももう少し意欲が起つておられますと、いまのような少し今度は大企業の考えと逆になるのじゃないかと思つたので、原稿があれば原稿を見ればいいのですが、原稿がないようだから、あとでこれはまた次の機会に質問します。

それで、この法律の中のほうに入っていく前に、もう一つは、こういう法律をつくらうたら、どのくらいしたら小さい企業者がこういう法律があるというところがわかると理解しておられるか。現在の中企業者などはもう仕事をとつて、金繰りをして、それを完成することでも精一ぱいで、なかなか国の政策で法律がここにできました、ひとつお役所に行つて仕事をもらいなさいというわけにはまいらぬわけでしょう。こういう内容の法律ができたというところを中小企業者や小規模の事業者からいふことは、政府のほうは出先機関にしゃべらせれば一応わかりますが、これはどういふふうにしてわからせようとしておられるか。しかも、それはいつごろになったらわかると理解をされておられるか、お聞きしておきたい。

○國務大臣(三木武夫君) これはやはりみな中小企業者というものは自分の商売で、需要の拡大といふものには鋭敏ですから、案外こういうものといふものは浸透するのではないでしようか。お役所ばかりでなしに、商工会とか商工会議所、そういう民間の団体も使つて、こういうことになつておるといふことで、やはりこれを受け入れるといひますか、自主的に受け入れ得るような体制を整備しなければいけませんから、そういう組合の結成などという問題もある。だから、できるだけそういうものを短期間の間にお役所ばかりでなしに、民間の協力も得て、こういう政府の施策の意図というものが浸透できるように努力をしたいと思つております。案外こういうものには自分の利害に結びついていきますから、そこは何年かかからなければならぬといふものではないのでないかといふふうに考えております。

○小柳勇君 さきの閣議決定で、今年度の公共事業を上半期に六割ないし七割やりたいといふことをきめて、いまも各官庁は指導しておられるようでございますが、でき得ればこの法律が成立したらすぐ適用してもらつて、すぐ各地方がその方向で動くことが望ましいわけですが、この法律の第四条でも、ちゃんと契約の方針を作成すると書いてあるが、これは成立しましたらすぐ実施されるでしようが、各官庁との連絡、お話し合いはどうなつておるのでしようか。

○政府委員(影山衛司君) この法律を早急に成立さしていただきました、直ちに、内々はすでに連絡もいたしておりますけれども、担当局長をもつてする連絡会議を開いておる次第であります。方針を進めておる次第であります。

○小柳勇君 そうしますと、もうことしの上半期の公共事業からこの法律の趣旨は生かされてまい、こういうことではないですか。

そこで関連いたしました、地方公共団体のほうも準じてということを書いてありますが、地方公共団体との話し合いはどういふふうに進んでおりますか。

○政府委員(影山衛司君) これは自治省を通じてお願いするわけでありまして、昨日も全国の都道府県商工部長会議を開いた席上におきまして、この法律の趣旨を説明いたしましたわけでございますが、たとえば大阪府等につきましては、早急にこの体

制を整えたいという積極的な発言もございました。わけでございます。

○小柳勇君 その中のいまの地方商工部長会議のときの御説明と、少し地方の意見などがあつたんじゃないかと思いますが、私も実は先般五十名ぐらゐの業者の集まりに行つて、県からも市からも、建設省の出先機関からも見えておつたのですが、まあ問題が相当ありました。協力する体制ももちろんありますが、まだ疑心暗鬼な点があつたのですが、もう少し説明された内容なり、地方公共団体の受け取り方について御説明を願いたい。

○政府委員(影山衛司君) 御承知のように、官公需の発注の実績等を見ますと、地方公共団体の実績が非常に過去においても比率が高いわけでございますから、それほど地方公共団体は地元業者というものに発注をするというところに努力をしておられるようでございます。そこでさらにその比率を高めたいという熱心な希望もあるわけでございます。そういう点につきまして自治省を通じて、今後方針の決定、あるいは実績の調査、そういうようなこともやつていきたいということをお説明をいたしましたわけでございます。商工部長会議におきましても、全面的にこの方針を了承してよろしく私は考えております。

○小柳勇君 この法律の基礎をなしておる発注の機会、これは機会均等と書いてありますから、これはわれわれは不満ですけれども、注文する割合など、ここ二、三年通産省としては実態は把握しておられるかどうか。及び把握しておられるとすれば、その調査の方法などを少し御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 年度別の官公需の調査実績でございますが、これは大体三十八年度におきまして、基本法を制定いたしましたのに関連いたしまして大々的な調査をいたしまして、それに引き續きまして三十九年度、四十年年度というふうに実績の調査をいたしておるわけでございますが、一番地方を含めまして大幅に調査ができましたのが昭和三十八年度でございます。その実績は、中

小企業向けが中央官庁及び地方公共団体を含めまして大体四三・八％ということになっておるわけでありまして、これはまだその当時はこういう法律もございませぬので、連絡担当官会議を開きまして、実績の提出方を要請いたしましたことがあつたような次第でございます。

○小柳勇君 この中小企業白書の四百八十八ページに「官公需受注機会の増大」として、三十八年から調査をしたように書いてあるわけですが、この調査方法はどういふことになっているんでしょるか。担当官からその書類上のものを出してこれを統計をされるだけのものかどうか。もう少し実態把握の方法について御説明を願います。

○政府委員(影山衛司君) 昭和三十八年度の例によりますと、国、公社、公団、公庫、事業団、都道府県、市、特別区というものを対象にいたしまして、個別に国につきましては各省、それから公社、公団、公庫、事業団等につきましてはそれを監督する主務大臣、それから都道府県、市、特別区につきましては自治省を通じて実績の提出方をお願いいたしました。これは御承知のように調達していただきました。これは御承知のように調達あるいは会計担当官の帳簿の仕組みというものが、まだ中小企業、大企業というふうな別途に簡単に仕訳ができるような仕組みになっておりませんでした。まして、たいへん手数多かったわけでございますが、積極的に協力していただきました。これだけの実績の把握ができたわけでございます。

○小柳勇君 それで、これは資料要求ですが、最近一番新しい資料で官公需の中の官とそれから公と、それから公社、公団など、それから地方公共団体、四つぐらゐに分けて、大手企業と中小企業との仕事の割合を出していただきたいと思ひます。その上に立つて、またこれは細部の問題は検討しなければならぬと思ひますが、その資料の提出についていかがでしょうか。

○政府委員(影山衛司君) 早急に提出いたします。○理事(赤間文三君) 小柳先生、大臣に御質問が

あれば十二時までにはやつていただきたいと思ひます。

○小柳勇君 それでは大臣のほうの質問をいたしますが、一つはアメリカなどは早くから中小企業に対する官公需の発注の率などをきめて指導しておるようでありまして、諸外国でやつている施策についてのお話を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 私が聞いていますのは、ヨーロッパではあまりこういう立法的な措置まで講じておるといふ話は聞いてないのですけれども、アメリカではこれは一九六一年から——ここに統計がございまして、アメリカで一九六四年が一八・四％、日本のは四三％というんですから、もう相当中小企業の需要という面では、その産業構造も違ふという点もあつたでしょう、こういう点で成績をあげておるようであります。しかし、これはまあ五〇％ぐらゐには早く持つていかなければならぬと考へておる次第でございます。

○小柳勇君 いまの大臣の数字は、少し頭から消しておいてもらいませぬと困るんです。アメリカでは一八ぐらゐだけでも、日本では四三％という、日本は二倍以上ですから、その数字が問題です。資料提出を求めているわけですが、官公需のとり方も違ふでしょうし、大企業、中小企業の数字が日本のやつが確かでないから要求しているわけですから、いまの数字は頭から消しておいてもらわぬと困るんです。

それから大臣も一つ、いままでたとえば通産省で官公需契約の手引きなどをつくりまして指導して歩いておる。その指導が、各省の担当連絡官の会議でやつておられるんですね、連絡し合いながらやつておられるけれども、拘束力が何にもないわけですから。ただ通産省が、こういうことですから頼みますというふうなことで、拘束力がないものから、非常に任意制——好意的にやつておるようなものです。だからこれだけの法律ができますと、今後は法的にも少しがっちりした規制のある官公需発注を確保しなければならぬと思ひます。こういうものについては、法律では非常に

抽象的なものですから、ひとつ大臣の今後の決意を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 毎年方針を策定した場合に、これは方針の中かなり具体的な計画が盛り込まれなければならぬし、そういうことでは、まてとは全然面目が変わるのじゃないでしょうか。いままでのは、やはりいろいろ手引きとか、いろいろなパンフレットなどで、そうしてできるだけ協力を要請した。これはいろいろ法律上の義務を伴つておるわけですから、そういうことで国もあるいは公社、公団、地方公共団体も、従来とは違つた意義をこの法案が成立をいたしますれば持つてくるのじゃないでしょうか。われわれとしては、早くこれを実施に移したいのです。そういう点で、この法案の成立が一日でも早くできれば、すぐに取りかかれるということで、御協力をお願いしたいと思つておるわけでございます。

○小柳勇君 いまこれから発足する法律ですから、若干不備の点もあつたと思いますが、一番基本的なものは抽象的なものを通産省の努力によつて具体化するということでしょうね、今後、具体的に何%発注せよとは書いてないけれども、ちゃんと通産省が目標をつくつて、年次目標をつくと書いてあるから目標つくつて、それに各省庁、出先機関などが、あるいは地方公共団体などがその目標の数字に合わせるように努力してもらふという、それはもう通産省の今後の熱意、努力ですから、だから法律上にパーセントは書いてない、社会党のほうではちゃんと案があるんですね、何%という。政府のほうではないようですから、ない面は今後大臣なり担当官の努力によつて補つてもらわなければ困るのですから、その点はこの際大臣からはっきりいま御決意を聞きましてから、指導してもらいたいわけでございます。

それともう一つは、現状の把握というものが、衆議院の質問を見ましても若干何か薄いな感じが思ひます。私もまだまだ十分勉強足りませんけれども、現地の第二次、第三次下請ぐらゐの土建業者などの話を聞いてみますと、なかなかそ

これは、この法律があるからこのとおり頼みますというわけにいかぬですね。そういうふうな実態をもう少し把握しなければならぬから、あとで私は委員長に参考人の招致をお願いしたいと思つておられるのですけれども、中央、たとえば東京におられるいろいろな業者は案外早いですね。業者の中央会からすぐ指令が行きますし、そういう会合で勉強していただきますが、地方の業者などはほんとうに金繰りや仕事集めで精一ぱいで、そういう会合になかなか出たがらない、よほどの義理がないと出てこないという状態でありまして、したがって地方の業者の代表をここにひとつ参考人として来てもらつて、それぞれ代表者の意見などをやはり速記録に載せておいて、そういうものをひとつ通産省としても指導の中に入れてもらつて、声として聞いて。そういう点も私はあとで委員長にお願ひしたいと思つておられますけれども、この法律をつくられるときに通産省としては現地のそういう声、あるいは九州とか北海道とか、あるいは中国でもいいですけれども、そういうふうな現地の業者の声をどういふ会合なり機会に把握しておられるか、聞いておきたいと思つておられます。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業庁といつたしましては、現地の中小企業のなまの声を聞く機会をできるだけ多くするということをつとめておるわけでございますが、これは年二回程度やりまして、一日中小企業庁、それから今回も各通産局ごとにモニター会議を行ないまして、そこで中小企業者の声というものを聞いたわけでございます。今回のモニター会議の際におきましては官公需、この法律に対する期待というものは非常に大きいようでございます。

○小柳勇君 それから建設法の二十二条に下請一括発注の禁止など、法律がございすけれども、こういうものも相当問題があるようですね、現地を聞いてみますと、これは衆議院でも問題になっておるようでありまして、したがって、具体的にもう少し検討しておきませんか、せっかく法律はできますけれども、この法律はほんとうの精神

規定になってしまつていふような気がいたしますから、具体的な数字を少しあつて集めまして、出してもらつた参考資料を見ながら、もう少し具体的な討論をしていきたいと思つておられます。

大臣にも一つ、この間これは石炭委員会に参考人に来てもらつたとき問題になりました歩積積み問題、これはここで官公需発注と直接関係ございせんけれども、仕事をするといふのが目的でありますから、だけれども、注文だけ取つてもいふやうがないし、あとの金払いなどについても、いまだ一段の配慮をしていただきませんか、せっかく注文だけは取りましたけれども、仕事はできぬといふことになりはせぬかと思つておられます。入札保証金などは百分の五のように書いてございすけれども、あるいは小規模事業では入札契約金すらくめんしていくようなものもありまして、あとの支払いなどは十分配慮し、あるいは銀行からの金融なども、これと同時に配慮してもらわなければならぬと思つておられます。それについて大臣の見解を伺いたい。

○国務大臣(三木武夫君) 支払いの点は官公需の場合、これはもう促進をいたします。それでなければ、せっかくこういう受注の機会を増大しようとしても、支払いの面で非常に支払いが遅延するということでは中小企業のためにとつてこの法律の精神に反するわけでございます。しかし、民間のほうには御指摘のように歩積積み問題なども、名前が変わつたけれどもやはり行なわれているし、それから手形の期間も長いし、こういう面については今後中小企業の面においてこれはかなり重要な課題だと思つておられます。従来いろいろな方法を講じて、そういうことに對してメーカーなどに對しても、そういうことを支払い遅延防止法の精神に沿つていろいろやっておりますけれども、十分だとは思つていない。この点は今後何かやはりもっとそういう問題については、できるだけそういうことが解消できるように方途をいふものは考へてまいりたいと思つておられます。

○鈴木一弘君 大臣、第二条のところの問題なんです、第一号は製造業その他の関係だと思つておられます。第二号は商業、サービス業が入つておられます。先ほど統計を出されて、アメリカは一八%、日本は四三%である。おそらく官公需が窓口になるのは商業等が多いだろう、こういうことになつておられますが、中小関係はそうなりまして、大企業製品を扱つていながら、実際は中小企業の統計に入つてきているということも考えられる。そこで商業のほうの窓口を買われる場合に、中小企業の製品というものに重点を置かれていくようにしていかないと、ほんとうの官公需の需要をせっかく確保いたしまして、内容としては大企業に片寄つていくという心配も出てくるわけなんです。その点についてのお考えを承つておきたいと思つておられます。

○政府委員(影山衛司君) この法律の対象となります中小企業業者は、商業の場合につきましては、中小企業商社というものを直接の対象にいたしておりまして、場合によりましてはその中小企業商社が扱つておる部品が大企業製品であるということもあるわけでございます。これにつきましては、この法律の精神にのつとまりまして、実績等をチェックする場合にはよく内容を検討いたしまして、できるだけ中小企業製品というものが受注されるという方向に指導をしていきたいと思つておられます。

○向井長年君 大臣、非常にいわけゆる前向きな法律でございすと思つておられますが、具体的な問題はいろいろ質問いたしますけれども、現状、この官公需に對しては、これは事務的にどのくらいのパーセンテージがいま現状として発注されているのか、こういう問題をつかんでおられますか。それからもう一つは、一応官公需という立場からこの法律が出ておられるわけなんです、公共企業があります。特に公益事業、こういう問題、これの範疇には入らないと思つておられますけれども、そういうものにも對しても、こういう方向で指導するの、か、しないのか、この点ひとつお伺ひしておきたいと思つておられます。

○国務大臣(三木武夫君) 三十八年ですか、四三・八という中小企業のこれは、地方の公共団体を含んでおられるわけでございます、これは将来幾らといたつたパーセンテージをきめるわけにはいきませんが、計画を立てるとき、方針をきめるときには、毎年やつぱりどの程度まではこれを拡大したいという目標は掲げたいと思つておられます。それからこの法律は官公需だけに限つてでありまして、この法律を少なくとも公営企業まで拡大しようという考えはありませんが、この法の精神に従つて中小企業の需要を拡大できるような指導は行ないたいと思つておられます。

○理事(赤間文三君) それでは、本日はこの程度で散会することにいたします。  
午後零時二分散会

第十八号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
 一 三から 終わり そなから それから  
 四一三  
 二 三 五 現に 現状に

第十九号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
 一 三 七 あれば あれば  
 終わり  
 シ 三から 赤澤璋君 赤澤璋一君  
 二 二 六 通算大臣 通産大臣  
 終わり  
 四 四から 八 世界 世界も  
 六 三 一 九 どこは どこに  
 終わり  
 七 一から 三 計算法 計算法  
 一〇 一 六 民間社会 民間会社  
 終わり  
 シ 三から 一〇 やいり やはり  
 二 三 八 ういり どうり  
 終わり  
 三 三から 五 炭鉱 探鉱  
 一六 二 六 日本工鉱工業生 日本工鉱工業生  
 産

第二十号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
 四 二から 終わり もの もう  
 三  
 九 三 七 まった まい  
 三  
 シ 四 一 五 ほか ほかの  
 終わり  
 二 三から 一 六 少しも 少し  
 一 九 従事 従来

第二十一号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
 二 三 一〇 はやり やはり

第二十二号中正誤

ペシ 段行 誤 正  
 一 三 三 千里兵陵 千里丘陵  
 六 三 四 電導性 伝導性  
 シ 九